

記入見本：特定口座を廃止する＝一般口座にする場合

特定口座を廃止する場合（今後、一般口座でのお預かりをご希望になる場合）は、基本情報をご記載のうえ、
 ●特定口座の廃止 にチェックしてください。さらに、開設していた特定口座に応じてチェックをお願いします。

特定口座開設届出書 兼 特定口座源泉徴収選択届出書 兼 特定口座廃止届出書 兼 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書 兼 同口座内配当等受入終了届出書

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------------|---------|------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|------|---------------|
| 香港上海銀行 御中 | | お客様ご記入日 | ご依頼日：西暦 2011年 9月 1日 | | | | | | | | | |
| ご住所 | 〒 103-0027 | 電話番号 | (03) - (3548) - (5962) | | | | | | | | | |
| (ふりがな) とうきょうとちゅうおうくにおんぼし3-11-1えいちえすびーしーまんしょん301 | | | | | | | | | | | | |
| 東京都中央区日本橋3-11-1 HSBCマンション301 | | | | | | | | | | | | |
| ご住所、お電話番号、お名前（ふりがなは平仮名で）ご登録のご署名またはご捺印をご記入ください | がな) ほんこん たろう | | ご登録のご署名またはご捺印 | | | | | | | | | |
| お名前 | 香港 太郎 | | お客様番号の部店・所在地をご確認ください。 (香港) | | | | | | | | | |
| 営業所の所在地・名称 | 東京都渋谷区広尾5-6-6 広尾プラザ | | 広尾支店 生年月日を西暦でご記入ください。 | | | | | | | | | |
| お客様番号 (キャッシュカードでご確認いただけます)をご記入ください。 | | | | | | | | | | | | |
| お客様番号 | 1 | 1 | 0 | - | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 生年月日 | 1973年 10月 22日 |

●一般口座を開設されている方が特定口座を開設

(投資信託口座を未開設の方、特定口座のいわゆる「みなし廃止」に該当される方はそれぞれ所定の書面をご使用ください。)

一般口座をお持ちの方または出国口座をお持ちで帰国された方が特定口座を開設される場合、以下の口をチェックをお入れください。

- 租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第25条の10の2第6項の規定により、この旨届出ます。 [特定口座に設ける勘定:特定保管勘定]

※本人確認書類(運転免許証両面のコピー、パスポートの写真・名前・住所記載ページのコピー等)を添えてご提出ください。
 ※一般口座に投資信託残高がある場合、特定口座への変更はできません。

続いて「●源泉徴収等の選択・変更」についても該当箇所に、チェックをお入れください。

●源泉徴収等の選択・変更

※源泉徴収および配当等の受入の選択は、換金による損益発生または分配金等の受入れを行った後にはその年度内で変更を承ることは出来ません。(年度内とは当行システム入力ベースです。)その場合は、来年度からの変更となります。

※現在の住所と年初居住住所(今年1月1日時点の住所)とが異なる場合は、年初住所をご記入ください。ただし、同一都道府県内で異動の場合は記入不要です。また年初の住所が海外の場合、本年度は変更できません。

| |
|---|
| 〒 |
|---|

【源泉徴収を選択する場合】 ※配当等の受入について2つの選択肢のうち、いずれかにチェックをお入れください。

- 源泉徴収選択口座内配当等の受入開始を選択 (特定口座内での譲渡損益及び分配金に係る課税金を考慮) 租税特別措置法第37条の11の4第1項の規定の適用を受けたいのでこの旨届出ます。私は貴行が取扱いをする上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れを依頼し、租税特別措置法第37条の11の6第1項の適用を受けたいので、同第2項の規定に基づきこの旨を届出ます。なお、この届出は私から同規定の適用を受けることを取りやめたい旨申し出がない限り、引き続き提出があるものと見做す。 (特定口座に設ける勘定:特定保管勘定)

- 源泉徴収選択口座内配当等の受入開始を選択しない場合: 租税特別措置法第37条の11の4第1項の規定の適用を受けたいのでこの旨届出ます。租税特別措置法第37条の11の6第1項の規定の適用を受けたいのでこの旨届出ます。私は貴行が取扱いをする上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れを依頼し、これをやめることを依頼し、租税特別措置法第37条の11の6第1項の適用を受けることを取りやめたいので、同第3項の規定に基づきこの旨を届出ます。 (特定口座に設ける勘定:特定保管勘定)

【源泉徴収を選択しない場合】 ※該当する方にチェックをお入れください。

- 特定口座を開設するに際し、租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定の適用を受けたいのでこの旨届出ます。私は貴行が取扱いをする上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れを依頼し、これをやめることを依頼し、租税特別措置法第37条の11の6第1項の適用を受けることを取りやめたいので、同第3項の規定に基づきこの旨を届出ます。
- 「源泉徴収を選択」から「源泉徴収を選択しない」に変更:(特定口座の種類に応じて、どれか1つにチェック V してください。)

●特定口座の廃止(特定口座から一般口座への変更)

- 租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項の規定により、この旨届出ます。 [廃止する勘定:特定保管勘定] 当該特定口座について該当する項目をチェックしてください。
 - 租税特別措置法第37条の11の4第1項および租税特別措置法第37条の11の6第1項の規定の適用を受けていました。(源泉徴収選択、かつ配当等受入の場合)
 - 租税特別措置法第37条の11の4第1項の規定の適用を受けていましたが、租税特別措置法第37条の11の6第1項の適用は受けませんでした。(源泉徴収選択、配当等受入なしの場合)
 - 租税特別措置法第37条の11の4第1項の規定の適用を受けていませんでした。(源泉徴収選択なしの場合)
- ※当行では、一般口座と特定口座の両方を開設することはできません。